

## 会計上の見積りの会計・監査—関係会社株式評価の実務上の留意点

平成 28 年 8 月 31 日

ひびき監査法人

公認会計士 渡部靖彦

## 1. はじめに

会計上の見積り（下記参照）とは、将来事象の結果に依存するために金額が確定できない場合、又は既に発生している事象に関する情報を適時あるいは経済的に入手できないために金額が確定できない場合に、決算上、「正確に測定することができないため金額を概算すること」であります（監査基準委員会報告書 540 6(1)）。

## 【会計上の見積りの例示】

- (1) 関係会社株式評価
- (2) 金融商品の評価（債権評価含む）
- (3) 棚卸資産の評価
- (4) 固定資産の評価（減損、除去債務、のれん評価含む）
- (5) 繰延税金資産の回収可能性
- (6) 退職給付債務の評価
- (7) 工事契約に係る収益及びその原価の評価

会計上の見積りは、財務諸表の作成者である経営者が将来の事象を予測して金額を見積もって計上するものでありますので、そこには、経営者の偏向（バイアス）の可能性や、そもそも金額を正確に算定できないという見積りの不確実性が伴います。

監査基準では、財務諸表監査の実施に当たって、「監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（監査基準三、監査の実施 5）」として会計上の見積りへの対応の重要性が強調されています。

平成 28 年 7 月 29 日、公認会計士・監査審査会より公表された「監査事務所検査結果事例集」においても、「会計上の見積りの監査」に最も多く頁数が割かれています。そこでは「監査チームの職業的懐疑心が欠如していたことにより、会計上の見積りに利用された事業計画の実現可能性等、経営者の主張に対し客観的な評価を行わず、当該主張の合理性を検証する手続きが不足しているケースが見られる」と会計上の見積りが、監査上の不備が生じる最も大きな原因の一つとして指摘されております。

会社は、会計上の見積りに利用される事業計画等の策定において、どのような仮定を考慮したか、当該仮定は企業の置かれている状況や実態に照らして妥当な仮定であるか否かを考慮することが必要であります。

会社は、会計上の見積りが如何に見積時点での企業の状況と照らして実態と合っているということに説明責任があり、監査人はその会計上の見積りが企業の状況と照らして

妥当かどうかという「合理性」を判断することになります。

今回は、会計上の見積りの中の「関係会社株式評価」を取り上げ、会社が会計処理の適用において悩むところを「監査事務所検査結果事例集」（以下、「事例集」という）の指摘事項も踏まえて Q&A 形式（内部統制を含む）にて取り上げることにしました。

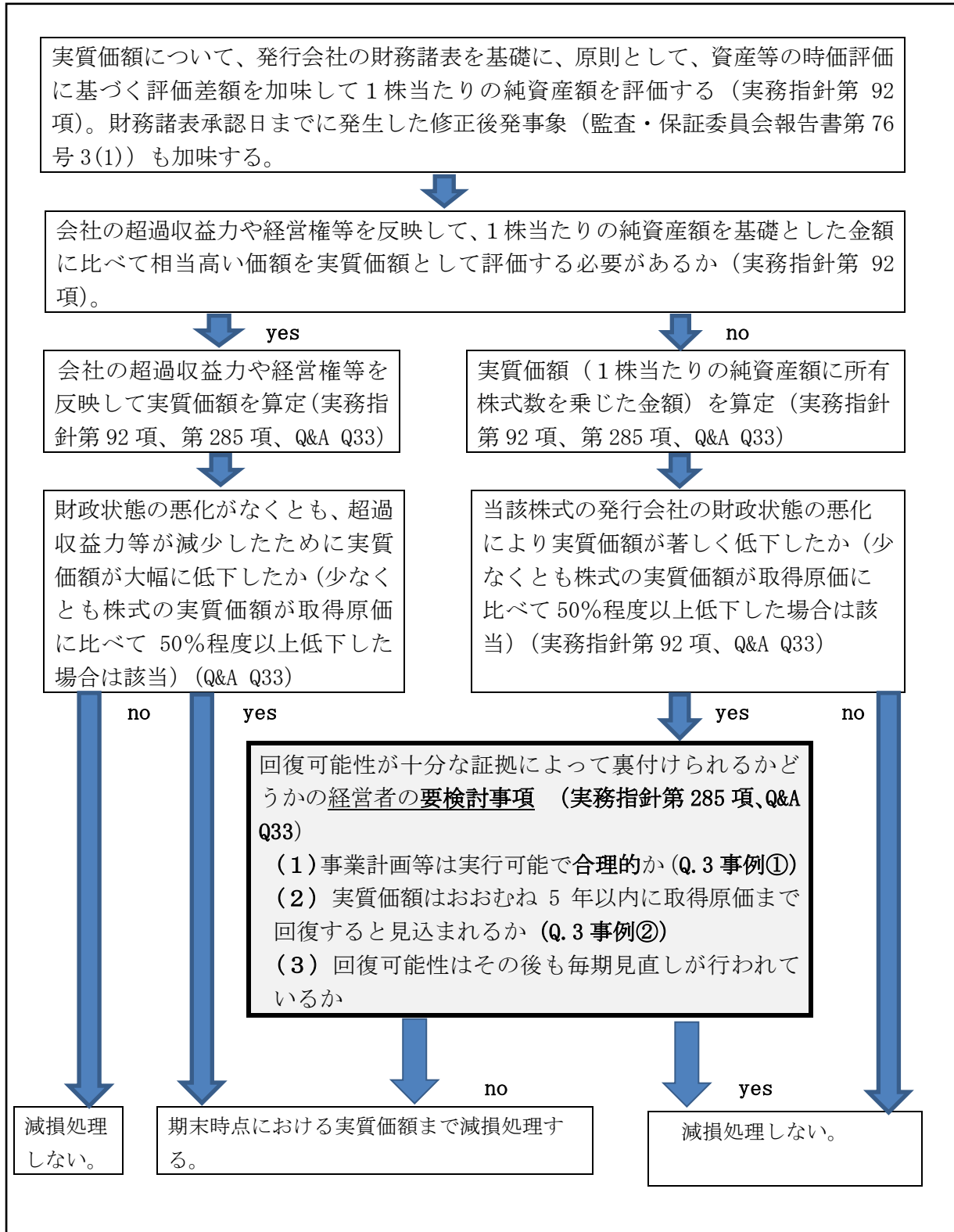
## 2. 関係会社株式評価について

**(Q1) 関係会社株式評価の会計処理の概要はどのようなものですか。当該会計上の見積りで、会社が会計処理や判断に悩むところは、どのような点ですか。**

A. 関係会社の業績悪化により当該関係会社の財政状態が悪化し、親会社にとって関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、当該関係会社株式の減損処理が必要となります（金融商品会計に関する実務指針（以下、「実務指針」という）第 92 項）。この時、関係会社株式の実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した実質ベースの財務諸表に基づいて算定することとなります。ただし、資産等の時価評価による影響額に重要性がない場合には、時価評価前の財務諸表によることができます（子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い（監査委員会報告第 71 号）2. (2)）。それでは、株式減損の 4 つのポイントについて説明します。

関係会社株式の減損の会計処理	時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされていますが（金融商品に関する会計基準（以下「会計基準」という）第 19 項 (2)）、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければなりません（会計基準第 21 項）。
実質価額の算定方法	時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額の算定方式には次のような方式等があります。 ① ネット・アセット・アプローチ方式（BS 重視） 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した発行会社の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定した 1 株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた価額を実質価額とする方法であります。 ② インカム・アプローチ方式（PL 重視） 発行会社から将来もたらされるリターンの合計を現在価値に還元した企業価値に基づき、所有株式の実質価額を算定する方法です。株式価値の代表的な算定方法には（i）DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法、（ii）配当還元法があります。
著しい下落の判定	時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額が、「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて 50% 程度以上低下した場合はいいます（実務指針第 92 項）。
回復可能性の判定	時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額について、回復可能性（取得原価までの回復）が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことが認められています（実務指針第 92 項）。そして、関係会社の場合、親子等の関係にあるわけで、その会社の損益状況、今後の事業の方向性も当然知っているのですから、極力、回復可能性の判定をすべきとされています（金融商品会計に関する Q&A（以下「Q&A」という）Q33）。

次に、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理について、実務指針を基にフローチャートにまとめています。



前述のフローチャートの中で、今回は、特にフロー内の右側の太枠網掛け内の「**要検討事項**」(1)から(3)について以下にまとめています。また、基本的には、おおむね5年以内に回復することを想定していますが、5年を超えて回復可能性を判定できるケースである特定のプロジェクトにおける事業計画等における回復可能性の判断についても(4)としてまとめています。株式の減損処理において、実務担当者が最も会計処理や判断に悩むと考えられるところは、実行可能で**合理的**な事業計画等の策定であります。すなわち、「**回復可能性の判定(見極め)**」であると思われます。

### (1) 事業計画等は実行可能で合理的か

事業計画等の策定は将来の予測であり、不確実な要素が多く含まれています。具体的には、事業計画等の実行可能性の判断の困難性は、経営者の偏向や内部統制の不備等、以下に示す要因から増加するものと考えられます。

①	事業計画等の策定は将来の予測であり、経営者の偏向の存在が完全には排除されていません。
②	事業計画等の策定は企業の個別性が強く、専門的知識及び実務経験を有する各事業部による判断が恣意的に行われる可能性があります。
③	経営者による多くの仮定や前提条件が含まれているため見積りの不確実性があります。
④	事業計画等の策定に当たっては、各事業部門で各種の協議が頻繁に行われますが、事業計画等の策定部署が情報を適時かつ網羅的に収集できず、最新の状況を反映できていない可能性があります。
⑤	事業計画等は、通常、予算編成の内部統制のルールである「予算管理規定」に従って作成されますが、統制活動は、明確な職務の分掌が整備されていても、事業計画等の策定の妥当性という観点からは必ずしも十分に統制されていない可能性があります。
⑥	監視活動は、所管部署、取締役会、監査役等又は内部監査部門によって実施されていても、事業計画等の策定の妥当性という観点からは必ずしも十分に点検されていない可能性があります。

監査実務上、関係会社株式の実質価額が相当の期間内に取得原価まで回復する見込みがあることが裏付けられているかどうかは、十分な証拠という客観的な資料に基づいて**合理的**な説明がなされているかどうか、また、第三者が見ても納得が得られるかによって判断します。

その場合、重要なことは、経営者として**真実**それが実現可能だと考えているかどうかであります。勿論、経営者が十分な証拠として示すためには、「**文書化**」し「**可視化**」しておく必要があります。

実質価額の回復可能性の判断の**合理性**を判定するに当たっては、次のような要点(根拠)に基づき検討されることになるかと思われます。

①	事業計画等が当該関係会社の事業方針等を適切に反映しているか。
②	事業計画等策定の前提条件の把握とそれが過去の実績の趨勢と整合しているか。

③	過去の実績と計画との乖離状況を把握し、将来の事業計画等に反映されているか。
④	市場の予測に関する資料と商品に関する説明資料等を基に、競合相手と対比しながら市場におけるシェア・ポジショニングの整合性、また、収益拡大・原価低減等に対する経営者等の判断は妥当であるか。
⑤	事業計画等の実行の判断過程において考慮されるべき諸施策（リスク含む）が総合的に勘案され合理的な水準か。

## （２）実質価額はおおむね５年以内に取得原価まで回復すると見込まれるか

時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、実質価額が著しく低下したときに減損処理が求められています（会計基準第 21 項）。

しかしながら、子会社及び関連会社の場合には、財務諸表を実質ベースで作成したり、事業計画等を入手することが可能なことがあります。従って、累積損失の発生により実質価額が著しく低下した場合であっても、当該事業計画等において、累積損失が一定期間経過後に解消されることが合理的に見込まれているなど、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、減損処理は行わないことが認められています（実務指針第 285 項）。すなわち、市場価額のない株式については実質価額の低下のみによって減損処理を考慮すべきところ、子会社及び関連会社の場合、親子等の関係にあるわけのでその会社の実情を知っていることから、また、欲しい情報は通常すべて入手できることから回復可能性を考慮することを認めています（実務指針第 92 項）。

その場合でも、事業計画等は実行可能で合理的なものと説明できるものでなければならず、回復可能性の判定も、おおむね 5 年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行わなければなりません。これは、長期の事業計画等には実行可能性に疑問があるため、期間により一定の制限を設けることが必要とされたものであります。

## （３）回復可能性はその後も毎期見直しが行われているか

実質価額の著しい低下について、一度「回復可能性がある」と判定されたとしても、その後も毎期見直しをすることが必要であり、事業計画等の策定後の状況の変化により、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を再度検討しなければならないこととされています（実務指針第 285 項、Q&A Q33）。

## （４）特定のプロジェクトのために設立された会社で、当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が 5 年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれているか

回復可能性の判定は、事業計画等が実行可能で合理的なものでなければならず、おおむね 5 年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとされています（実務指針第 285 項）。



ただし、特定のプロジェクトのために設立された会社の株式については、当該会社の当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が5年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれており、かつ、バック・テスト等の結果、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っていない場合には、関係会社株式について減損の対象としないことができるものと考えられます（Q&A Q33）。

また、回復可能性は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければなりません（実務指針第285項）。

**（Q2）時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式1,000百万円について、財政状態の悪化により、その実質価額が期末時点で400百万円まで低下していますが、来期以降に経営改善努力により収益改善が見込まれており、5年後には700百万円まで回復することが予定されています。関係会社株式の減損損失として計上すべき金額は、5年後に回復すると見込まれている実質価額700百万円と取得原価1,000百万円との差額300百万円によろしいでしょうか。**

A. 当該設例（Q2）は、平成21年下期監査事例研修会の資料を基に、実務者が会計処理の適用において悩むことがあるため、（Q1）フローチャートの要検討事項の理解に資するよう取り上げました。

監査人は、会社から5か年事業計画等を入手し、その達成可能性について、会社を取り巻くリスク等を考慮しながら、経営者の判断についてヒアリング及び資料等により検証し事業計画等の具体的裏付けを確認する必要があります。その結果、5年後の実質価額が700百万円になることを確認できたとしても、関係会社の5年後の実質価額700百万円は、取得原価1,000百万円の50%の水準を超えるものの取得原価までは達していないため、減損処理を行う必要があります。

そして減損処理を行う場合において、「相当の減額」は、「当該時価及び実質価額を翌期首の取得金額とする（会計基準第22項）」ことから、期末時点における実質価額まで行われなければなりません。1株当たりの純資産額を実質価額としている限りにおいて「おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額700百万円」は期末時点の実質価額ではないため減損処理すべき金額は、期末時点の実質価額400百万円と取得原価1,000百万円の差額となる600百万円になります。

つまり、回復可能性とは100%までの回復を想定しており、70%では回復可能性はないとみなされますので、本件では期末時点の実質価額400百万円までの評価減をしなければなりません。よって、5年後の期末時点で見込まれる実質価額700百万円と取得原価1,000百万円との差額300百万円ではありません。

**（Q3）関係会社株式評価の会計処理で、監査上留意すべきところ、また、内部統制上留意すべきところは、どのような点ですか。**

## A. 【監査上の留意事項】

関係会社株式評価に関して、公認会計士・監査審査会における事例集において下記のような不備事例が指摘されています。

不備事例 ①	被監査会社は、実質価額が取得原価と比較して大幅に低下している関係会社株式について、当該関係会社から事業計画を入手し、来期以降の2年間の利益により実質価額が取得原価まで回復するとして減損処理をしていない。 しかしながら、監査チームは、当該事業計画が過年度の実績と大幅に乖離しているにもかかわらず、事業計画の前提となっている経営者の仮定の合理性を検討していない。(H28年7月事例集)
不備事例 ②	被監査会社は、業績不振である子会社株式の評価について、当該子会社の事業計画に基づき概ね5年間で回復可能であると見積った価額が簿価の50%程度であるにもかかわらず、減損の必要がないと判断している。しかしながら、監査チームは、被監査会社の判断の合理性について検討していない。(H28年7月事例集)

上記の事例集において以下の点が改善・留意点として指摘されています。

改善・留意点 ①	関係会社投融資においては、経営者の策定した事業計画の合理性等を評価することが多い。しかしながら、事業計画の内容については具体的な根拠に基づいた確認を行っておらず、経営者へのヒアリングのみで定性的に評価するにとどまるなど、監査チームは、事業計画の合理性を、職業的専門家として批判的な観点から十分かつ適切に検討していない事例が多数みられる。監査チームは、事業計画について、その内容と企業環境との整合性の検討、過去実績との比較、収益拡大や経費削減という計画に織り込まれた具体的な方策の確認などにより、慎重に検討することに留意が必要である。(H28年7月事例集)
改善・留意点 ②	時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の実質価額が、取得原価に比べて50%程度以上低下した場合には、実質価額が著しく低下したものとして相当の減損処理を行うことが求められている。なお、当該減損処理に関する取扱いは、設立や買収後間もない関係会社株式の評価においても同様であり、当初の事業計画と実績の乖離の検討など、実質価額の低下について慎重に検討することが求められる。(H28年7月事例集)

監査チームは、経営者が策定した事業計画等について、経営者の会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、その内容と企業環境との整合性の検討、過去実績との比較（バック・テスト）、収益拡大や経費削減という計画に織り込まれた具体的な方策の前提条件の確認等を行うことにより、会社の説明を鵜呑みにすることなく、提示される資料の信頼性について職業的専門家として批判的な観点から慎重に検討することが必要となります。

その上で、事業計画等に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明した場合は、そもそも回復可能性が不十分であることが考えられるので、その期末において減損処理の要否の検討が必要となります（実務指針第285項）。

**【内部統制上の留意点】**

経営者には、事業計画等の策定の**合理性**を高めるために、事業計画等の策定上の重要な仮定の**合理性**や特定の行動方針を実行する適用能力、代替的な仮定を採用しなかった**合理的**な理由付けなどが求められています（監査基準委員会報告書 540 12 (2) や 14 (1) から (3) を参考）。

そもそも実現可能性の高い**合理的**な事業計画等の策定には、事業計画等の策定管理、見積り担当部署に関する経営組織等のガバナンス体制の整備並びに運用が不可欠であります。

すなわち、事業計画等の実現可能性の**合理性**を検討するに当たっても監査基準委員会報告書 315 における内部統制の構成要素である統制環境を基に内部統制の中核である統制活動等が有機的に機能しているかどうかのポイントになります。さらに、事業計画等は取締役会等の有機的かつ効果的な承認が実施される必要があると考えられています。

**3. おわりに**

現代の会計基準は、有用な投資意思情報の提供という「錦の御旗」の基に、会計上の見積りなどの経営者の主観的な判断の介入した情報が多く含まれるようになってきています。そこでは、会計上の見積りなど財務諸表作成者サイドによる会計的な判断がその重きをなす状況になってきています。このような状況においては、会計上の見積りに対する主観的な会計的判断に関する監査人の検証作業における困難性も認められ、会計上の見積りに対する監査判断の重要性がクローズアップされています。

よって、見積り項目に関して、経営者と監査人は、十分なコミュニケーションを取って、お互い慎重に検討することが必要なのではないのでしょうか。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上